

(確約事項)

1. 納入義務者の納付書、又は磁気媒体に記録された振替金額が倉吉市から貴店に送付されたときは、私に通知することなく、指定口座から納付書に記載された金額、又は磁気媒体に記録された振替金額を振替えのうえ納付してください。なお、この場合、預(貯)金通帳、同払戻請求書の提出、又は小切手の振り出しは一切これを省略させてください。
2. 領収書の発行は不要としてください。
3. 指定預(貯)金口座の残高が、振替日において納付書に記載の金額、又は磁気媒体に記録された振替金額に満たないときは、私に通知することなく納付書等を市に返却されても異議はありません。
4. この契約を変更・取消(廃止)するときは、私から貴店に書面により届出ます。また、貴店はまたは市が必要と認めたとき(1年以上振替不能が続いたとき、この契約に係る振替内容の変更に伴い別途申込又は口座振替依頼書が提出されたときなど)は、私に通知することなくこの契約を解除されても異議はありません。
5. この契約は、口座振替取消(廃止)依頼書の提出、又は預(貯)金口座の解約をしない限りさらに1年間継続してください。なお、以後も同様としてください。
6. この口座振替について紛議が生じても、貴店及び市の責めによる場合を除き、貴店及び市には迷惑をかけません。
7. 全期前納された税・料等について年度途中で金額の増減更正があった場合、増額分については期別納付で口座より振替えてください。
8. 全期前納で振替不能になった場合、当該年度に限り第1期は納付書により直接納付し、第2期以降は期別納付で口座より振替えてください。
9. 全期前納で申し込んだ場合でも市の全期(第1期)振替処理期限日までに当該申込が市に未着の場合は、翌年度まで期別納付による口座振替とされても異議はありません。
10. 申込が市の振替処理期限日までに未着で、入力された振替開始希望月からの振替えが開始できない場合、納付書を私あてに送付されるか、又は変更前の口座で振替えをされても差し支えありません。
11. 「納付方法」に入力がない場合は、「期別納付」として取扱われても差し支えありません。
12. 私が納付すべき税・料等を口座名義人の指定口座から振替えることについては、口座名義人の了解を得ているので、このことによる紛議の責は私が負うものとして取り扱って差し支えありません。
13. 振替日は原則として各科目の指定された日としてください。(振替日が金融機関休業日のときは翌営業日)
14. 固定資産税については、私名義の資産のほか、私が納税管理人、共有資産の納税代表者、相続登記未済の相続代表者に指定されている資産に係る税についても振替えされることに異議はありません。
15. 当該納入義務者に係る過誤納金の還付について、当口座への振込みを承諾します。

(お知らせ)

1. 口座振替の開始について、特に振替希望開始月の入力がない場合、原則として口座振替の申込が金融機関に月末日までされたものについて、翌月以降に到来する真近の納期分から振替えをいたします。(ただし市の口座振替処理日に間に合わない場合を除きます。)
2. 年度途中の申請については、その都度振替日や振替金額をお知らせする通知は送付しません。
3. 振替不能分の再振替は行いませんので、預(貯)金残高にご注意ください。
4. 「納付方法」で「全期前納」を入力された場合は、各科目の第1期振替日に振替えをいたします。  
(軽自動車税は5月、固定資産税は5月、市県民税は6月、国民健康保険料は7月、後期高齢者医療保険料は7月)
5. 市県民税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料を口座振替で納めている方が、特別徴収(給料または年金引き)に変更になりますと、当該科目に係る口座振替の対象となりません。
6. 複数の軽自動車を所有される方が、軽自動車税の口座振替を依頼されますと、所有しているすべての軽自動車に係る軽自動車税が口座振替の対象となります。(特定の車両分のみを口座から振替えることはできません)